

ヴァーグナー福祉目的国家論の形成

木村周市朗

1. 開題

立法・行政を通じた労働・生活両面での広範な国家介入を特徴とする現代福祉国家が、近代社会の根幹をなす私的自治原理に立脚していることは、第2次世界大戦後の旧西ドイツの主流派憲法論が、「社会国家原理」に対する「法治国家原理」の基礎的優位性を一貫して強調してきた点に示されている。「法治国家原理」なるものが、私的自治と私的所有制とに依拠した資本主義経済秩序に対する正統化機能を絶えず発揮してきたことは、紛れもない事実であるとしても、「法治国家原理」における形式性とは、本来、西欧的市民革命に史的起源をもつ普遍的自由の理念、あるいは理性主義的「人格性」など、市民的自由主義——ドイツ語圏でいえばカントの「公民社会」像——の所産としての当為（近代自然法的要請）に律せられた、目的・手段の体系をいうはずなのである。したがってそのかぎりでは、当為や価値規範を離れたたんなる実定法至上主義としての法実証主義は、法治国家概念の空洞化を示すものにほかならない。

法治国家思想が、18世紀以来のドイツ国制史に深く規定されたドイツ型ブルジョア自由主義にとっての一貫した思想装置として、形成され展開をとげる歴史の中で、とくにローベルト・フォン・モールが占める独自の意義は、その実定行政法学的法治国家論の全体を、諸個人の能力の全面的・自主的開展（*Ausbildung*）という、すぐれて近代個人主義的・理性主義的・新人文主義的な人間生活の最高規範で貫き通した点にある。モールは個人・国家関係を明確に目的・手段関係と位置づけ、この明快な一点において、私的自治原理と、法治国家の近代自由主義国家としての特性とを

確定するとともに、法治国家の目的を、私的自治にとっての障害物の除去に求めることで、国家干渉の補助性原理を、しかも補助的干渉の外延的広がりには制約を設けない形で、定立した。諸個人の生活目的から出発したモールの法治国家論とその自治助成的国家干渉論は、カントから継承された理性法論を立憲主義的に育成した西南ドイツ初期自由主義の市民社会的風土のなかで、初期立憲主義がまさに定着しつつあった時代、法実証主義が拡張し始める直前の、その束の間の一瞬にこそ成立しえたものであった。まもなく、目的因や価値規範を排除して「法律学的」・没政治的に、行政の適法性原則へ特化する公法実証主義の優位化とともに、法治国家概念は、ドイツ第二帝制の「法律国家」化と、そのもとでの資本主義的發展との、現状追認的支持物へと退化してゆく。

しかしひるがえって、ドイツにおける社会国家的状況、労働と生活への広義の福祉政策的・社会政策的国家干渉の進展が、現実制度として、とりわけビスマルク社会保険立法を通じて、明瞭な姿を見せ始めるのは、ほかならぬ第二帝制期である。このとき、西南ドイツ初期自由主義を母胎とするモールの法治国家論は、ドイツの統一と工業化の躍進、近代的賃金労働者階級のカテゴリカルな成立の局面で、すでにその歴史的役割をひとまず終えていた。18世紀初頭以来、ドイツ旧自然法思想と広義の官房学（国家行政管理の技術体系）とを源泉とし、国家目的論と行政体系論とをもって領邦国家体制を支えてきた伝統的な国家学の発想と方法は、いまや北ドイツを中心に広まった概念構成論的・没倫理的な近代法律学と「法科万能主義」によって劣勢に立たされるに至っていた。法目的と福祉目的とを包摂したモールの旧国家学的な国家目的論、その意味でモールのいう「法治・ポリツァイ国家」論を、産業主義の新時代に実質的に継承しえたのは、実証主義化した法学ではなく、もともと旧国家学に起源をもつ、新しい学問としての広義の経済学、すなわち、国民経済学、経済政策学および行政学、並びに財政学、以上のすべてを相互不可分的に射程に収めた政治経済

学であった。しかし、市民的自治を補完するための広義の福祉政策的な国家干渉体系を国家目的論的に基礎づけたモールの課題意識を、政策学的に継承するには、国家目的論だけではなく、それを包含した固有の意味での国家論が不可欠であり、したがって政治経済学一般ではなく、国家論を不可欠の構成要素として包摂した政治経済学でなければならなかった。

この点、きわめて示唆的なのは、ハイデルベルク大学の学生としてモールに学んだことのある、ベルリン大学の国家諸科学の教授アードルフ・ヴァーグナー（1835-1917）が、1876年に、同じくかつてハイデルベルクで師事した亡きカール・ハインリヒ・ラウ（1792-1870）の『政治経済学教科書』*Lehrbuch der politischen Oekonomie*の第1巻の新訂版（ヴァーグナー自身による全面改稿版 *Allgemeine oder theoretische Volkswirtschaftslehre*）を出版した際、法目的に限定した「法治国家 *Rechtsstaat*」の限界と、福祉目的をもあわせもった「文化・福祉国家 *Cultur- und Wohlfahrtsstaat*」の必然性とを論じていたことである。ヴァーグナーがここで用いた「福祉国家」という術語は、啓蒙絶対主義期の旧福祉国家とは区別される立憲制下のドイツにおける近代的な意味での使用例としては、最初期に属するものであり、本書はまずその点で注目に値する。しかもいっそう留意されるのは、次の点である。すなわち、本書はヴァーグナーの経済学上の主著 *Grundlegung der politischen Oekonomie*（全2部・3巻、Teil 1, 1892/93, Teil 2, 1894）の初版（全1巻）に相当し、ドイツにおけるアダム・スミスの経済学の最大の普及者であった恩師ラウから、ヴァーグナーが経済学原理の面で最終的に離反するに至ったことを、みずから公式に宣言した書であった。ヴァーグナーは1835年3月25日、エアランゲンで、生理学の教授の長男として生まれ（母親も医師の家系）、5年後に父ルードルフのゲッティンゲン大学への移籍に従ってのち、1850年代中期の修行時代に、法学を修めつつ、ハイデルベルクでは同郷エアランゲン出身のラウから、またゲッティンゲンでは、ラウの弟子ゲオルク・ハン

センからも、それぞれ古典派経済学を学び、若き貨幣・金融学者として出発した。そしてヴィーンの商業アカデミー（1858-63）を振り出しに、ハムブルク（1864）、ロシア領エストニアのドルパト（1865-68）、フライブルク（1868-70）を経て、1869年にベルリンからゲッティンゲンに戻ったハンセンの後任として、70年にベルリン大学の教授になっていたのであったが、ヴァーグナーは本書において、「ラウは国家を国民経済学の観点から原理的に考察することをどこにも行っていない」¹¹と批判し、「強制的共同経済」制度としての国家の、法目的・福祉目的の両面での広範な活動を、経済学原理の中に独自に位置づける新見地を示すのである。

国家社会主義者として知られるヴァーグナーには、アードルフ・シュテッカーとの交流に示されるルター派キリスト教の社会倫理の魂が宿っており、国家を人間の利己心の外からの矯正者とみる倫理的國家観が、「講壇社会主義者」のなかでも特異に急進的なヴァーグナーの國家介入論の、一つの精神的背景をなしていた。しかし、こうした「上から」の國家社会主義的志向が鮮明化するのには主に1870年代末以降のことであり、ここでは立ち入らない。本稿では、本来自由主義経済学の中で育ったヴァーグナーが、新ドイツ帝國成立期にラウの世界から離脱して、國家論を重要な論点として含む政治経済学の基礎理論書として、上記の主著初版本を生み出すに至るまでの基本的・方法論的経緯に焦点を定め、これを同時代人との交流の一端の内にあとづけることによって、ヴァーグナーの政治経済学原理における福祉目的國家論の出立点を、展望的に探索することにした。

2. ラウからの離脱

1876年の前掲の主著初版本の出版に先立って、ヴァーグナーは、経済学・経済政策・財政学の三部からなるラウの『教科書』中の、財政学部分の前半部の改訂版を、すでに1872年に出版していた。しかし、他方での「社会問題」への取り組みは、本来の意味での國家論を欠いた、基本的に

は自由主義的なラウの競争経済秩序像に対するヴァーグナーの根本的な疑念を、もはや不可逆的なものにしていった。この点での重要な里程碑の一つは、1871年10月12日にベルリンの一教会における福音派集会でヴァーグナーが行った「社会問題講演」である。この講演は、自由主義経済学への批判を経済学の倫理化の方向で展開し、社会改良主義の路線の宣明によって、すでに実質的に始まっていたドイツ経済学の歴史的旋回を有力に促進することになったものにほかならない。このときヴァーグナーは36歳、新生ドイツ帝国の首都の公論の中へのデビューであった。

「マルクスやラッサールのような人物」が行っている「現在の経済組織に対する社会主義的批判に、人は多くの点で同調せざるをえないのである」²⁾という、プロイセン国家官吏たるベルリン大学教授の発言としては過激ともとれる表現を折り込みつつ、ヴァーグナーの講演は、「社会問題を正しく取り扱うために、経済学は再び倫理的学問の特性と意義とを獲得しなければならない」³⁾、との主張を骨子としており、「経済諸関係の形成に対する個人・社会・国家の倫理的責任の理念」、国民経済における「倫理的要素の強調」⁴⁾を、とくに「社会における上層の、裕福で教養ある階級に対する広範囲の諸要請」⁵⁾として展開した。したがってそれは、上層階級に向かった啓蒙的改良主義であり、のちの国家社会主義の立場、すなわち社会改良政策の任務担当者として国家を正面から定立して巨大私企業の国（公）有化・公共福祉政策的国家諸規制・社会政策的租税政策の3面から国家干渉を必要視する立場には、まだ至っていない。この講演でヴァーグナーが提起した改良策は、1. 賃金の引き上げと労働時間の短縮、2. 疾病・廢疾・老齡に対する保障と寡婦・孤児の扶助、3. 工場立法（児童・女子の就労、労働環境、労働災害補償、トラック・システムの禁止、工場児童の就学、休日労働の禁止等にかんする諸規定）、4. 消費組合の奨励と住宅の改善、5. 「下層階級の精神的・道徳的・宗教的向上」のための強制的な国民教育施設、6. 租税改革（累進課税、相続税の引き上げ等）の6項

目であったが、明確な国家強制が想定されていたのは3・5・6の3項目にとどまっていた⁶⁾。しかしこの講演において、ヴァーグナーは、社会主義的勢力からの批判に対する「レッセ・フェールの原理」の無力な状況を、「経済学という学問は現在大いなる危機の中にある」⁷⁾ととらえ、「自由競争の制限」とツンフト強制への復帰を願望する「反動的退化策」でもなければ社会主義的な「急進的転覆策」でもない、第三の「改良策 Reformpläne」として、上記6項目を提示したのであって、この点で、ヴァーグナーは、依然として明白に「自由競争」の側に立ちながらも、これに労働・生活両面で一定の修正を加えようとしていたと見てよい。その「改良策」においては、「現実という地盤、現存の社会組織・経済組織・私有財産制度が承認され、当面の害悪に対する対策は改良 Reform という方法、言い換えれば、適切ないっそうの発展と、やむをえない場合には、現存するものの修正 Modification という方法に求められる」⁸⁾、と。

この現存秩序の根本的承認の上に立った、国家干渉を含む社会改良主義の提唱は、もとよりヴァーグナーだけのものではなかった。その前年には、グスタフ・シュモラーの『19世紀ドイツ小営業史』が出版されており、1871年には、ラッサールと親交のあったグスタフ・シェーンベルクのフライブルク大学就任講演『労働局——ドイツ帝国の一任務』や、ルーヨ・ブレンターノの在英研究の成果『現代の労働組合』第1巻が公刊された。のちにブレンターノは、当時を回想して、自由主義経済学からのヴァーグナーの離脱が1871年頃であったことを示唆している。ブレンターノは、71年6月のベルリン大学における自分の教授資格取得審査（提出論文は上記の Die Arbeitergilden der Gegenwart, Bd. 1.）に際して、前年にフライブルクからベルリンへ招聘されて着任していたヴァーグナーが審査報告者となったときの情景を、つぎのように記している。学部長の主宰する審査コロキウムが2~3週間後に迫ったある日、ヴァーグナーがブレンターノを突然訪れ、口頭試問の題目が、事前にブレンターノが提案していた3題

のうちの「賃金上昇にかんする学説」（とくに賃金基金説の当否）に決定したことを告げたいうえで、「わたくしはこれまで、本質的には銀行・財政制度しか研究しておらず、統計学にかんする一書と土地所有制度の廃絶に反対する一書を書いただけである。あなたは長年、労働者問題にかかわってきた。それと不可分の理論的諸問題については、わたくしは不案内である。しかも、当学部での初登壇になるのはあなただけではなく、わたくしも初めてである。あなたの考えていることを知っておくことが、わたくしにとって重要だと思う。」⁹⁾と訪問の趣旨を述べて、その後両者は、この題目内容について2時間以上にわたって激しく議論した。その後ブレンターノは、コロキウム審査に合格して私講師に任用され、10月のヴァーグナーの「社会問題講演」へと続く。ブレンターノの述懐に従えば、ヴァーグナーは「わたくしの教授資格取得後に、自分の研究領域を貨幣および銀行制度から、また財政問題から、社会諸問題へと拡張し、[「社会問題講演」の時点ではすでに] マンチェスター主義のサウロから国家社会主義のパウロになっていた」¹⁰⁾、ということになるのだが（ヴァーグナーのこの〈回心〉の実際の経緯と背景については後述）、少なくとも「社会問題」が時代の問題として、労働運動の世界のみならずすでに大学をも席捲しつつあったのである。ヴァーグナーの「社会問題講演」の2カ月後に、「講壇社会主義者」の名付け親として知られる穏健自由派ハインリヒ・ベルンハルト・オッペンハイムの論説「マンチェスター学派と講壇社会主義」が公表され、翌72年春のオッペンハイムとヴァーグナーとの論争を含めて、70年代後半まで「講壇社会主義」論戦が繰り広げられることになる。この間、シュモラーの開会の辞で始まるアイゼナハでの「社会問題討議会」は1872年の10月、「社会政策学会」の成立はその1年後のことであった。利己的経済学から倫理的経済学へ、利己的階級利害から全体福祉へ、これが新時代の経済学の掲げた最大公約数的スローガンであった¹¹⁾。

「社会問題討議会」のための準備会合となった1872年7月のハレでの

初会合を呼びかけたのは、ほかならぬヴァーグナーである。かれは、Ham-burger Correspondent 誌の編集者ユーリウス・エッカルトからの要請を受けて、「マンチェスター主義者たちの暴虐から自由になるよう、中規模の新聞雑誌を勇気づける」ことを念頭に、「社会問題および国民経済に対する考え方について、ごくわずかな主要点で一致してさえい」れば、政治的立場を超えて広く同志を募り、「当面の目標と戦術」を話し合うための「私的な集会」をもつことを計画した¹²⁾。そして、エルンスト・エンゲル、ルーヨ・ブレンターノ、ヘルマン・シュヴァーベ、ローレンツ・ナーゲル、ヘルマン・シューマッハー - ツアルヒリン、グスタフ・シェーンベルクおよびエルヴィン・ナッセの賛同を得、さらに、「いま、ナッセ、[アードルフ・] ヘルト、[ヨハネス・] コンラート、[ハンス・フォン・] シェール、[ローベルト・] ヤナシュ、[フリードリヒ・アルベルト・] ランゲ、[ヨーハン・カール・] ロートベルトゥスに、[勧誘の] 手紙を書いています。もしかするとマックス・ヒルシュ等にも書くかもしれません」と、シュモラーに書き送って集会への参加を促し、「ハンセン、ロツシャー、クニース、ヒルデブランドら長老諸氏に要請すべきかどうか、わたくしにはまだはっきりとはわかりません。しかし、長老諸氏の伝統的な臆病さのために肘鉄を食らう覚悟をしていますが、やはりかれらに誘いをかけようと思っています」¹³⁾と付言した（1872年5月20日付、ヴァーグナーのシュモラー宛の書簡）。

こうしてみずから転轍機の役割の一端をすぐれて実践的に担ったドイツ経済学界における歴史的な大転回の過程で、ヴァーグナーはラウの『教科書』の改訂作業を続行すること（当面の課題としては財政学部分の後半部の出版）に対して、ますます内面的な困難を感じるようになる。社会政策学会との関係では、上述のように当初学会設立に向けて実質的にイニシアティブを発揮したのはヴァーグナーであったにもかかわらず、早くも「社会問題討議会」の時点以降、自由主義勢力に対して妥協的なシュモラーに

主導権が移り、加えて、1875年10月10日の社会政策学会アイゼナハ大会において、ロートベルトゥスがルードルフ・マイヤーと連名で、後者に委託して提出した、ビスマルクの指導性に期待を寄せる国家介入要請動議（すなわち、「現下の経済恐慌」と、それに対する従来の「姑息な手段」の限界、「労働者並びに企業家の安寧と利益」、さらには「世界市場と国内市場との現状」下で「なお躊躇しつづける」ことがもたらす「わが祖国」にとっての「危機」、以上の4点に鑑みて、「ドイツの産業並びにそれに関与している企業家と労働者に対して」、「世界市場における競争力と国内市場における社会的平和とを確保するための唯一の手段と思われる」ところの「保護を与える」よう、「帝国宰相閣下に懇請することを、本会議は決議したい」、という趣旨のもの。起草者ロートベルトゥスは、国家社会主義的見地から「わが国民経済に、よりいっそう国家経済の性格を付与する」ことを企図して、「今日の工業恐慌に対するなんらかの保護策を講じるための国家の干渉」を、包括的・抽象的な表現で要請しようとした¹⁴⁾が、ブレンターノ、アドルフ・ヘルトラ自由派の反対で結局否決され、翌76年にはマンチェスター派の機関「ドイツ国民経済家会議」と学会との融和と交流が進展するなど、学会における自由主義的傾向の優位化が進行した。これに対して、学会設立の本来の趣旨と、みずからの社会政策的国家介入必要論の原理的立場とを重視したヴァーグナーは、学会の中でますます孤立し、1875-76年の冬には学会の「会議」との組織的提携方針に反対して、学会内委員を辞任した¹⁵⁾。この間に、むしろみずからの経済学の原理的基礎づけに力を注ぎ、上記のラウの『教科書』のうち、懸案になっていた財政学の後半部（全6巻中の最後の巻）ではなく、第1巻（経済学の一般理論に相当する部分）の全面新訂版が生まれ出るのである。

この間の学問上の内面的経緯について、ヴァーグナー自身の言葉に耳を傾けよう。すなわち、財政学研究を進める過程で、「少なくとも財政学第2巻の主要対象である租税論は、政治経済学全体の一般諸原理をもっと深

く論じることなくしては、自分の学問的確信にふさわしいやり方で取り扱うことはできないということが、ますますはっきりとわかった。」「租税政策において、わたくしは2つの観点を一貫して区別し始めた。すなわち、1つは『純粹に財政的な』観点であり、この観点のもとでは国家需要の充足が第1の課題であるが、現存の所得・資産諸関係は極力完全に維持され、したがって均等比例的（定率）課税の理論が帰結される。第2は『社会的』もしくは『社会政策的』観点であり、この見地からみれば、課税は、現存の所得・資産諸関係を、社会全体の公正と必要とに適したやり方で修正するための、原理的に正当な、實際的に重要な、そして比較的容易に、かつ安心して処理できる手段であり、とりわけ自由競争の制度の帰結や、景気変動に伴う利得・地代収入等、たんなる所有権に由来する収入の帰結に対して、これを修正する手段となる。したがって、この観点からは、税の累進制の理論、すなわち累進所得税、適切に整備された取引税制度、包括的な相続税といった要請が導き出される。しかし財政学自体において問題とされるのは、本来、これら〔2つ〕の観点の財政技術的諸結果だけである。これらの観点の根拠づけは、政治経済学の最高の最も一般的な諸原理のなかに存している。財政学の研究をさらに前進させるためには、わたくしはこの諸原理の究明と確立とを先行させることを不可避免的に余儀なくされた。というのも、この〔諸原理の〕点で、わたくしはラウから本質的に離れ、したがってラウの教科書の理論的部分をたんにそのまま参照すればすむというわけにはゆかなくなったからである。』¹⁶⁾

「わたくしは、まさに重大な国民経済学上の原理問題の点で、ラウの属していた旧スミス学派から、ドイツの経済学者の大多数と同様に自分を分け隔てている溝が、ますます大きくなってゆくことをはっきりと感じた。」「わが尊敬する師ラウの著作〔『教科書』〕の全体を改訂することに手を染めるべきか否かについて、わたくしは長い間決心がつかかねていた。」「わたくしはラウの直接の弟子であったし、かれから豊かな学問的助成と個人

的思いやりとを受けている」から、なおさらであった。たしかに「ラウとわたくしとの間の財政学における原理的立場の相違は、一般的理論的経済学におけるよりもはるかに小さかった。しかしわたくし自身の学問上の進展は、この相違を1870年以降、より本質的に拡大させていたのであって、このことが、改訂の仕方にますます決定的な影響を及ぼさざるをえなかったのである」¹⁷⁾、と。

こうしてラウの『政治経済学教科書』（第1巻、1826年、第8版、1869年；第2巻、1828年、第5版、1862-63年；第3巻、1832-37年、第5版、1864-65年；各最終版で各巻2部編成、全6巻）の新訂版作成の計画が構想され、ボン大学の国家諸科学の教授エルヴィン・ナッセの協力を得て（担当は第4巻すなわち各論的な農工商業政策の部分）、まずは第1巻がヴァーグナーの単独著作として出版されたのであった。ナッセは、穏健な自由貿易論者であり、1874年にルードルフ・グナイストの後任として「社会政策学会」の2代目の議長に就任、90年に没するまでその職にあった（後任はシュモラー）。ヴァーグナーの抑制的表現を借りれば、ナッセは「全体としてラウの見解にわたくしよりいくらか近い。かれは、ドイツの社会政策的国民経済学派のなかの、いわゆるドイツ自由貿易学派の右派と結ぶ一翼に、わたくしはむしろ前者のなかの他方の一翼、すなわちロートベルトゥス、ランゲ、フォン・シェールと同様に、国民経済問題における社会法的要因をいくらか強調する立場にある」¹⁸⁾、と。ここでの「ロートベルトゥス」や「社会法的要因」への言及は、すでに国家社会主義に傾斜したみずからの立場をにじませている。しかしヴァーグナーは、ナッセとのこの相違は改訂作業上なんの支障もきたさないとし、ラウとの関係について次のように総括した。

「わたくしが政治経済学の最重要部分と考えるもの、まさに『基礎づけ Grundlegung』が、ラウにあってはまだほとんどみられない」ことは重大であるとはいえ、それをもって「ラウを非難するとすれば、それは愚か

なことであろう。なぜなら、ラウの学問上の全盛期は、自由競争の理論としてのスミスの経済学の基礎が、孤立した極端な敵対者を除けば、まだどの方面からも疑いをはさまれてはいなかった時代に相当していたからである。」「ロッシャーが言うように、ラウは『それまでドイツに存在していた国民経済学上の洞察の一切の、百科全書的かつ実践的な総合』によって、ドイツにおける政治経済学という学問の発展のために、また、幾重にも腐朽した古い諸拘束からみずからを解放した自由な国民経済的实践の発展のためにも、画期的な不滅の功績をあげた。」「ラウは、われわれドイツの経済学者のすべてにとって偉大な教師であり巨匠であったし、わたくしは全個人的意味においても、このことを誰よりも率先して承認するものである。しかしそれゆえにこそ、[およそ半世紀前の] ラウの著作に、形式・内容ともいまなお丸ごと固執しようとすることは、必要でもなければ許されることでもないのである。』¹⁹⁾

これが、ラウを発展的に乗り越えようとするヴァーグナーの決意の言葉であった。問題は、「社会主義的批判」に有効に耐えうるような政治経済学の革新であり、そのための、財政政策を含む「社会政策的」国家干渉の理論化であり、原理的焦点は経済学における国家論の「基礎づけ」であった。後年(1882年)、シェーンベルクが編集し、ヴァーグナー、ナッセ、ブレンターノらが執筆に参加した『政治経済学辞典』Handbuch der politischen Oekonomie (Tübingen 1882, 2 Bde.) を、シュモラーは、ラウの焼き直しと批判し、ラウの経済学体系を、「技術的なドイツ官房学と抽象的・ドグマ的なイギリスのいわゆる純粋経済理論との結婚によってできた子供」²⁰⁾と揶揄して、自己の方法的視点を経済社会学的方向に定めてゆくことになるが、実際、自由主義者ラウもまたドイツ官房学の伝統の中に立ち、農工商業政策を中心に国家政策の实践論を展開していたのであった。そしてこの点は、ヴァーグナー自身もむしろ積極的に強調してやまないところであった。1895年10月15日のベルリン大学学長就任講演『大学の

『経済学と社会主義』において、ヴァーグナーは、「わたくし自身の尊敬する個人的な師であるラウのような傑出した体系家たち」が練り上げた「ドイツの経済学」が、「その良き旧き諸伝統に対してまったくの背信行為をしているわけでは決してない」こと、「とりわけ諸大学においてはそうであること」を指摘して、言う、「ほとんど宗派的で不寛容ないわゆるドイツ自由貿易学派の外側で、まさに官房学の伝統が後々までうまく作用を及ぼし、おかげで歴史的経験や、国民経済に対する国家の機能に対して、注意が払われつづけているのである」²¹⁾、と。ラウにおける、またドイツ講壇の経済学における「官房学の伝統」を尊重し慶賀する立場において、国家学の教授ヴァーグナーはまさしく官房学の嫡流であった。

しかしいまや、「良き旧き」官房学の技術論で事足れる時代ではもとよりない。新帝国創立期に、ヴァーグナーをして、シュモラーのいうイギリス流の「純粹経済理論」だけでなく「技術的なドイツ官房学」をも乗り越えさせた視点は、何であったのか。この局面でヴァーグナーに強烈な、生涯にわたる影響力を及ぼした人物は、まずロートベルトゥスであった。

3. ロートベルトゥスとの交流

ヴァーグナーは、ロートベルトゥス没後3年の1878年に書かれた雑誌論文「ロートベルトゥス論」（巻末に、最晩年のロートベルトゥスからヴァーグナー宛の6つの書簡から計7箇所を抽出して併載）の中で、つぎのように述べている。

「わたくしの記憶している限りでは、商業恐慌にかんする1858年の著作が、ロートベルトゥスについてわたくしが知った最初のものである。わたくしは、まったくイギリスの自由主義経済学の精神の中で訓練を受けていたため、当時は専門家仲間の大多数と同様、あの著作をあまりよく理解できなかった。のちに、『土地所有の信用窮迫』の場合は、わたくしにとって事情はまったく異なっていた。ヒルデブラントの年報 [Jahrbücher

für Nationalökonomie und Statistik]に掲載されたロートベルトゥスの諸論文は、もちろんわたくしの理解にすでにあらかじめ道を開いてはいた。しかし、あの著作がはじめて、学術的作品としてはめったにないことだが、わたくしに感銘を与え、支配的なスミスの経済学説に対するわが『ダマスクス [回心]』を突如として生じさせた。それはあたかも眼から鱗が落ちるようであり、わたくしにはそれまでの経済学が、既存の法を、何か当然のことであって本質的には変更不能のことだと見なす一面性に陥っていることが、はっきりした。まだまったくスミス学派から発していた幾多の経済学者たちと同様わたくしの場合にももちろん——長年専門分野で研究を続けるのに比例してますますおびただしく——批判的な疑念が一つ一つ生じていたのであったが、それらのすべてを束にしてよりも、この著作によっての方が、もっとはっきりとわかったのである。その時から、いま、ようやく10年たつたかないかである。すなわち、ロートベルトゥスの信用窮迫論の第1部は1868年に出版され、わたくしはすぐにそれを知った。『歴史学派』や多くの個々の教師の異なった見方があったにもかかわらず、50年代および60年代も半ばまではスミスの経済学がドイツの諸大学でもいかにまだ支配的であったかということは、ドイツの新世代の経済学者たちには、すでにもはやほとんど想像もつかぬことになっている。」しかし「わたくしと同世代の人間」にとっては、「たとえばG. シュモラーがそのドイツ小営業史の序文ではっきりと表明している」ように、「何よりもまずスミス主義からおのれを解放しなければならなかった」のであり、「わたくしはこの点でとくにロートベルトゥスに感謝している」。「かれに対するわたくしの大いなる学問的共感にもかかわらず、この間、わたくしの研究テーマのゆえに、かれとのより親しい学問的交流にまではまだ至らず、1871年の最初の個人的接触もまだ仮初めのものにとどまった。社会問題および労働者問題のますます先鋭化した形での抬頭、アイゼナハ学会の設立のための努力、その他が、ようやくわれわれを親しく巡り会わ

せた。しかし残念ながら、われわれの関係は何度も一時的に中断した。結局わたくしは、農業会議での諸提議、並びに国民経済学の基礎づけにかんする重要諸問題へのわたくしの取り組みを通じて、ようやく、しかし残念なことには主として齢70歳の人物の生涯最後の年〔1875年〕に初めて、ロートベルトゥスとの親しい文通と個人的交流を絶えずもつに至ったのである。』²²⁾

ロートベルトゥスは、1805年、メクレンブルクのバルト海に面したグライフスヴァルト（当時はスウェーデン領）に生まれ、父は当地の大学のローマ法の教授（父方の祖父は、再婚により商船経営に乗り出し、この系譜は19世紀後半にそれをプロイセン有数の巨大商船会社に発展させた）、母方の祖父は、バーデン辺境伯カール・フリードリヒとの交流で知られるドイツの代表的フィジオクラット、ヨーハン・アウグスト・シュレットヴァインである。ロートベルトゥスは、プロイセン三月革命期に、アウエルスヴァルト内閣の文部大臣職ほか、自由主義左派（議会主義的憲法論）の立場で展開した政治実践活動が、最終的に挫折してのちは、1836年以降居を構えていたヤゲッツォ（ポムメルンのヤルメン近郊）の地所で著述に専念、ラッサールとの交流も文通のみに終始した。しかし、この地で1875年12月6日に死ぬまでひたすら隠棲したわけではない。ラッサール没後まもなく、プロイセン・オーストリア両国の対立の激化の中で、1866年2月には『北ドイツ一般新聞』紙上でビスマルク擁護・進歩党批判を展開して、統一を自由に優先させる立場に立ち、翌年2月の北ドイツ連邦国会議員選挙に無所属で出馬（進歩党候補に破れる）、71年には、ブルーノ・ヒルデブラントの推挙により、主に古代ローマ経済史にかんする研究業績に対してイエーナ大学から名誉博士号を授与される一方、ビスマルクの内政上の片腕ヘルマン・ヴァーゲナーを中心に、社会主義（労働者）と保守主義（地主）との連携を志向する社会保守主義的政党を結成する計画に関与（しかし社会主義経済体制そのものに対する計画推進者たちの本質的無関

心に幻滅して、まもなく撤退)、73年末には、帝国議会選挙にラッサール派に近い立場で立候補することも考慮したが、健康の衰えて断念した。

また、1872年にドイツ農業者会議で、ロートベルトゥスは、国家規制による農業労働者の賃金確保を企図して、社会保守派のルードルフ・マイヤー、シューマッハー・ツェルヒリンと連名で農業労働者状態調査委員会の設置を提案(採択)、他方、社会政策学会に対しては、これを反マンチェスター主義の機関の誕生として、まずは歓迎した。アードルフ・ヴァーグナーは、前述の72年5月20日付のシュモラー宛の手紙で説明していたように、来るべき「社会問題討議会」のための予備会議(ハレ)への参加の呼びかけの一環として、6月16日付でロートベルトゥスに手紙を書き「シェーンベルク、わたくし、および若干の者は、あなたの社会政策的並びに国民経済学的立場にますます近くなっていますが、他の者は確かにあなたから遠く隔たっています。しかしわたくしは、小異にかんしては主要な一致点を忘れてはならないと思います。あなたのことを極端すぎると思っている人たちも、あなたに対して最大の学問的尊敬の念を抱いています」²⁹⁾と述べて、ハレ会議への出席の意向を打診した。これに対して、ロートベルトゥスは、6月20日付のヴァーグナー宛の手紙で、「学問の世界の人々が、えせ学問的な潮流に対抗して結集する」計画を率直に喜び、「バスティアの口真似でバジャバジャやっている連中が、バスティアの水をさらにますます薄めてきたのですから、かれらはもちろんすでにますます軽いものになっています」、と述べる。しかし同時に、早くも新学術団体内部の不統一性を予言し、「はっきり告白しますが、わたくしは、あなたがたの結集点が、マンチェスタートゥムに対抗する一つの統一的な公然たる証以上のものへ超え出ることができるとか、超え出てもよいとか思ってはいません。社会問題の点では、あなたがたはまだ一つにまとまらないでしょうし、まとまれないでしょう。せいぜいのところ、分離しないように一種のモザイク・プログラムを描いて、それに各人がそれぞれ都合よくあわ

せる、といったことになるでしょう」²⁴⁾と、設立準備中の学会に対して突き放した見方を示す。そして、その3年後に国民経済家会議との交流という形で現実のものとなる学会の微温的な、自由主義との妥協性をも、それから間もない72年10月6～7日の「社会問題討議会」(アイゼナハ)の成行きからすでに察知して(但し、ロートベルトゥス自身は「討議会」に参加していない)、その直後の10月17日付のマイヤー宛の手紙で言う、「あなたがた兩名[マイヤーとアードルフ・ヴァーグナー]だけが、アイゼナハ会議に塩を与えました。その他の者は、グナイスト、シュモラー以下、全員、純然たる砂糖水の社会主義 Zuckerwasser-Socialismus なのです!」²⁵⁾と。さらに実践面でも、ロートベルトゥスは労働者保護にかんする国家規制を念頭に、2度にわたって(72年はマイヤーとH. ヴァーグナー経由で、75年は病床から、既述のようにマイヤー経由で)学会に動議を出したが、いずれも否決された。

ロートベルトゥスが晩年に試みた政治・学界活動のこうした挫折と孤立は、結局個人的文通にしか頼れなかった、在野の思想家の置かれた厳しい立場を示唆しているが、いっそう基底的には、当面の資本制下での社会改良を国家介入に強く期待しながらも、「社会主義」という目標を、人間の歴史的進歩と労働価値論にもとづく経済理論との必然として、終生掲げつづけたロートベルトゥスの、特異に重層的な思想構造に、その孤立は起因していたと考えられる。かれはすでに1839年の『労働階級の諸要求』において、社会的労働の生産性の上昇に対する、賃金分配分の(土地・資本の各所有者への分配分に比しての)相対的低下の法則を唱え、スミスの体系を有産者の専制と批判、生産性の進歩に労働階級を与らせるために、労働を基準としたすべての財の国家による価値決定と、労働貨幣の導入とを展望していたから²⁶⁾、ロートベルトゥスの経済理論は、当初から、労働概念を基軸として社会主義(平等社会)と国家主義(権威主義的干渉国家)との両面を指向する点で、ヤーンヌ的であった。

ヴァーグナー福祉目的国家論の形成

ヴァーグナーが1878年の前掲「ロートベルトゥス論」において、「ロートベルトゥスは今日でもなお、世間によく知られた学者の名前ではまったくない。」「専門の学界の中でロートベルトゥスが注目され評価されることが今に至るまで依然として比較的少なかったことは、わたくしからみればはるかに異様なことである」²⁷⁾、と述べているように、その「科学的社会主義」の経済理論の当否や国家社会主義的な政策帰結の性格づけなどをめぐって毀誉褒貶が繰り広げられるのは、主にむしろ死後の約15年間のことである。ヴァーグナーは、すでにみたように、1870年以降「社会問題」に本格的に目覚めて自由主義経済学と訣別する。「僕は社会民主主義者たちのたわごとを、自分の信念に従って論難しているけれども、僕の気持ちとしては、本来、[マンチェスター派の]『国民経済家たち』よりもこれらの社会主義者たちの方に近いし、まさしく法制史的研究をしたいと思っている。というのも、あらゆることの頂点は所有概念の改革にあるということ、これは紛れもないことなのだから。」²⁸⁾ 1870年末の弟ヘルマン宛の手紙で、こう述べていたヴァーグナーにとって、すでにロートベルトゥスは深い共感の対象となっていたといつてよい。翌71年の末には、ロートベルトゥス宛の手紙で、ヴァーグナーは、前者の上掲著書『信用窮迫』に対する立ち入った論評という自分の課題が、ラウの『教科書』の新訂作業に追われて、いまだに達成されていないことを詫びつつ、2カ月前の「社会問題講演」の冊子を同封・贈呈して、「そこに述べられておりますいくつかの見解の点で、あるいはもしかしたら基本見解自体でも、われわれが一致していることを期待しております。わたくしの高く評価しておりますあなたのお仕事に照らして、そのことを、少なくとも推測致したく存じます」²⁹⁾と述べ、世間からさまざまに誤解されうることも承知で講演を引き受けたのだから、決して後悔していない、と告げている。翌72年6月には、社会政策学会の設立に向けた両者の間での上述の手紙のやり取りがある。そしてその後、自由主義的傾向を強める学会が次第にヴァーグナーの

意に満たぬものとなってゆくのに反比例して、かれはむしろ、マイヤーらと並んで、晩年のロートベルトゥスの数少ない個人的な文通相手の一人となる。ロートベルトゥスは、75年10月10日の社会政策学会大会にマイヤー経由で提出した前述の国家介入要請動議に、ヴァーグナーも共同署名してくれることを期待していた³⁰⁾（同年10月9日付のマイヤー宛の書簡）。これに先立ち、ヴァーグナーは同年の夏にはヤゲッツォに直接赴いて、地代論を中心に面談・議論しており³¹⁾、ロートベルトゥスの死後は、故人の、とくに経済理論における、「科学的社会主義の純粹経済学的側面」での「先駆性」と「独創性」とをきわめて高く評価して、遺稿や書簡の発掘・整理・出版を先導したのであった。しかしそのヴァーグナーにしても、後にみるように、ロートベルトゥスにおける経済・社会政策的国家干渉の側面は積極的に継承しつつ、他面の、目標としての「社会主義」（正確には「共産主義」）からは、みずからを厳しく遮断しつづけたのである。

ロートベルトゥスが、労働を経済財における唯一の本源的费用とみなす労働価値論を展開し、国民所得の分配問題から、レント（地代と利潤）の発生を、経済（分業にもとづく生産性）と法制（土地と資本の私有制）との総合帰結として、すなわち他人の労働生産物の奪取として、本格的に論じたのは、1842年の『われわれの国家経済的状态の認識について』、並びに50年代初めのフォン・キルヒマン宛の一連の『社会書簡』においてである。ことに前者は、「国民所得 National-Einkommen に対して労働階級の有している分け前を高める」³²⁾という「主要目標」に向けて、「一切の経済財は労働を、そして労働だけを要する」（第1命題）、から始まる労働価値論（すなわち、使用価値視点を排除した交換価値視点、価値の源泉・尺度としての労働、労働者の生計費としての賃金額、賃金基金説への批判、労働者の生計費を超える部分である「不労所得」としてのレント、といった一連の諸論点）を展開した。したがって、レントの成立を保証するものは、第1に、賃金コストおよび生産用具の損耗費以上の労働生産物を生み

出す高い生産性、第2に、「不労所得」の確保を保証する生産手段（土地と資本）の私有制という法制度、の二つであるとされ、労働階級の「分け前」を高めるための生産秩序モデルとして、ロートベルトゥスは、生産手段が社会化された社会、「国家によってあらかじめ立案された一般的な必要予算」³³⁾に従った生産管理システムと、労働を所得分配の基準にするための労働貨幣（国家の交付する労働証明書）とを構想した。それは、労働価値論とレント論に由来する、論理的に構想されたオルタナティブの提示にほかならない。

ヴァーグナーが、「ラッサール、マルクスおよびエンゲルス」に対するロートベルトゥスの「先行性」・「独創性」を強調したのは、とくに本書『国家経済の状態の認識』についてであった³⁴⁾。それはヴァーグナーの確信であったし、ロートベルトゥス自身も、ヴァーグナーに宛てた1872年7月8日付の書簡で、「わたくしが、最初の比較的大部の著書を出版した1842年以来、同じ考えを——社会問題についても——変わらず追求していること、そして、ほかの人々、たとえばマルクスは、わたくしが以前に出版していたたくさんのことを[あとから]思いついたのだということを、あなたはおわかりでしょう」³⁵⁾、と述べていたのである。ヴァーグナーは、「ロートベルトゥス論」において、本書の意図について、「わたくし[ロートベルトゥス]は、労働者に国民所得のより大きな分け前を確保することによって、同時に、周期的な激しい工業恐慌を除去したいと思う。恐慌は、ただ生産力に対する購買力の不均衡によるにすぎず、セーヤリカードゥが言うように購買力の不足が生産力の不足であるからなのではないし、マルサスやシモンディが言うように生産力が購買力をそれ自体として凌ぐことになるからなのでもなく、生産力の成果への参与が調整されていないがゆえに、購買力が生産力を下回っているからなのである。」と、原文引用で紹介し、つづけて、「近ごろ」ソーントンやブレンターノが試みている「賃金基金説の訂正」も、「ここでロートベルトゥスがすでに35年前

に行っている」と指摘する³⁹⁾。

しかしヴァーグナーが本書からとくに学んだのは、「実定法の諸関係」と「純粹に自然的な諸関係」とを区別する視点であった。「純粹に經濟的な意味での資本と、歴史的・法的な意味での資本との区別が、ここですでに展開されており、後者の資本は、ラッサールより20年先に、歴史的範疇として、すでにここに姿を現している。」³⁷⁾つまりロートベルトゥスが、「現存する國民經濟制度への批判」や「分配問題並びに不可避的な改革目標にかんする見解」を展開できたのも、結局、自然的・經濟的部面と歴史的・法制的部面とを区別する観点を保持していたからなのだ、ヴァーグナーはとらえる。「國民經濟、並びに國民經濟学における根本諸概念における、『純粹に經濟的な』根本諸関係と『歴史的・法的な』それとの区別、分業的國民經濟における、今日の『自由に任された通商』のもとでの生産高の分配にかんする教義と、土地と資本の私有という法制度によるこの分配の制御にかんする教義」，要するに、「國民經濟と法と両者の関係とにかんする重大な理論的根本諸問題」³⁸⁾に取り組んだことが、ロートベルトゥスの最大の功績なのである、と。

この点でヴァーグナーがロートベルトゥスを、「科学的社會主義の純粹經濟学的側面の最も傑出した理論家」³⁹⁾と評価したということの意味は、二面的である。すなわち一面では、ロートベルトゥスは自然的・經濟的要素（価値の源泉としての労働と生産力の上昇）と歴史的・法的要素（生産手段の私有制）との複合結果として「不勞所得」を導出し、これに対して労働のみを分配基準とする社會主義社會を、生産手段の社會化による「不勞所得」の廢絶の方向に、たしかに科学的・論理的に展望したのであった。しかし他面で、そうして純粹經濟理論上で導出された社會主義的帰結は、一つの論理的モデルであったから、歴史の現実における私有財産制という法制度を、実際に生産手段の社會化の方向に変革するか否かは、人為的選択の領域に属するものとみなされうるであろう。自然的・經濟的要素と歴

史的・法的要素との区別は、人為的改革に大きな可能性を開くと同時に、社会主義への道を必然視させないことにもつながる。ロートベルトゥス自身は、社会主義（共産主義）を、人類の進歩の遠い将来における必然とみなしていたにもかかわらず、それが結局個人的な構想と信念にとどまったのは、労働者階級を歴史の変革主体とはついにみなさず、国民所得の新たな分配に与るべき受動的対象としてしか位置づけることができなかつたからである。このとき、社会主義的分配を管理し執行する主体は、国家以外にはありえず、「今日の私的企業家」に代わるのは「社会の官吏」¹⁰⁾なのであった。この意味において、ロートベルトゥスはまさしく国家社会主義の開拓者であった。しかし、経済と法との区別が、法制度による経済秩序の修正という方向をとる場合、資本主義経済体制の枠の中での国家による社会改良に帰着するであろう。ヴァーグナーは、前掲の名著初版本全体の半分近くを、もっぱら資本と土地の私有制度の検討に割き、現状への社会主義的批判が、立法による経済諸関係の「変更可能性」を示唆した点を大いに評価したうえで、特定地の公有化は是認しつつも、資本については、資本家利潤を国民所得の形成・増大にとって不可欠の根源ととらえて資本制経済秩序を「正当化」し、「私的資本の諸権利の制限」（修正と改良）に「実行可能な」活路を求めたのである¹¹⁾。

しかし当のロートベルトゥス自身も、社会主義（共産主義）の未来構想と並んで、国家主導型の体制内社会改良の現実路線をも説いていた。すでに触れた1875年の社会政策学会に提出した国家干渉要請動議は、この側面の表出例である。「国家社会主義」という術語を、体制内国家介入として、固有の意味で正面切って用い、その正当性を主張したのはヴァーグナーであったが、ロートベルトゥスも、1852年10月28日・29日付のルードルフ・グナイスト宛の未公刊書簡で、「土地と資本の所有制が存在し、したがって共産主義が存在しない（あるいは、まだ存在していない）かぎり、物質的財の不公正な分配を改善するために、国家が介入すべきであ

る」⁴²⁾と述べ、この国家介入を、「共産主義」とは区別された「社会主義の原理」と規定して、資本主義社会における経済・社会政策的国家干渉主義を（ロートベルトゥス自身の言葉としてはほとんど例外的に）「国家社会主義」とも呼んでいた。グナイストとの当面の話題は、当時進展をみせていたイギリスの公衆衛生行政であったが、ロートベルトゥスは国家介入一般を原理的に要請する立場から、「国家社会主義という言葉は、これを引き倒すのではなく、尊重されるようにしなければならない。……わたくしにとっては、社会主義は法の問題であり法的要請である」⁴³⁾と述べる。また、ヴァーグナーがロートベルトゥスの存在を初めて知ったという1858年の『商業恐慌と土地所有者の抵当窮迫』では、セーの法則を批判して、恐慌の原因を、生産力の増大に対する購買力の不足（賃金分配分低下法則による過少消費）をとらえ、当面の資本制生産秩序の枠内での解決策として、キリスト教ヨーロッパ以外の後進地域の植民地開発（文明化）による外国市場に販路を求める、社会帝国主義的見地を示していた⁴⁴⁾。

さらに、ヴァーグナーがスミス経済学からの「わが『ダマスクス』」の機縁と呼んだ『土地所有の信用窮迫の解明と対策について』（全2巻、1868-69年）は、資本家と労働者とに対抗して土地所有者の利害を代弁した書であり、まもなく1870年代後半以降、農業危機の進行がとくに土地所有の抵当債務の増大として問題化した際、自由貿易派に対抗して土地所有を信用経済の浸透から遮断しようとした保守的農本主義の立場を、本書は先駆的に明示していた。ロートベルトゥスは、土地所有の債務形態の資本主義化（変動利子率と土地売買）を批判し、「レンテ [地代] はわれわれの『自然的』所得である」⁴⁵⁾と主張（従来の「不勞所得」論を棚上げ）して、政府による土地所有権安定化策を提案した⁴⁶⁾。これにより、ロートベルトゥスは地主階級のイデオロークとしてその名を知られるようになる。かれはみずから、本書の第1巻をビスマルクに献本し、宰相から礼状をもらう。また、ヘルマン・ヴァーグナー、マイヤーらと協力して社会保守主義政党

を結成するために1872年にロートベルトゥスが書いた綱領案は、第1に、「強力な国家権力のみが、乖離的な諸傾向を全体福祉のためにしっかりと結び付けておくことができる」という意味で、「君主制的 Monarchisch!」、第2に、「デンマーク戦争開始以降」に顕著に発現した「プロイセンの国民政策を、完全に是認する」という意味で、「国民的 National!」、第3に、「社会問題」、すなわち「自由競争の体制」下で「急激に上昇している国民生産の成果が、所有と労働とのあいだでますます不均等に分配されている」事態、「この深刻な社会的弊害の治療」に不断に取り組むという意味で、「社会的 Sozial!」（しかし具体的には「労働階級の経済状態の徹底的調査」の提案のみにとどまった）、の三つの標語で構成されていた¹⁷⁾。それはH. ヴァーグナーとの妥協の産物であり、まもなく「社会問題」自体へのヴァーグナーの熱意のなさに失望して、新党運動から離脱したとはいえ、ロートベルトゥスの1860年代後半以降のビスマルクへの傾斜は、かれをして、基本的には、「社会主義」構想の面よりも国家主義的な保守的側面の方を、前面に押し出さしめることになったといつてよい。アードルフ・ヴァーグナーが継承したのは、「自由競争の体制」下に生まれている「社会問題」への認識であり、「強力な国家権力」による経済・社会政策的な国家介入の必要性の視点であり、そして何よりも「純粋に経済的な」問題と「歴史的・法的な」問題との区別にもとづいた、法制度による経済秩序の修正という観点であった。ヴァーグナーにとっても、国家社会主義は「法の問題であり法的要請」となるであろう。

4. 福祉目的国家論の定礎

こうして、ロートベルトゥスの死の翌年に、初めに掲げたヴァーグナーの主著の初版本が出版される。本文722ページの本書は、ヴァーグナーの政治経済学体系における基礎理論篇に相当し、ラウの『政治経済学教科書』第1巻の新訂版という体裁をとりながら、構成・内容とも一新されて、経

済と法との区別の観点で貫かれており、

1. 「基本諸概念」(人間の経済的性質, 財, 財産, 富, 資本, 価値, 価格など),
2. 「基本諸概念, つづき, とくに経済と国民経済」(個人経済・国民経済・世界経済, 信用, 収入・支出, 国民所得, 生計と必要水準, 国民所得の不公正な分配とその修正, 国民経済における交流諸形態など),
3. 「国民経済の組織」(私経済と自由競争, 共同的必要, 慈善, 共同経済など),
4. 「国家, 国民経済的にみた」(国家一般, 国家の目的と給付, 財政, 国家活動膨張の法則, 予防原理など),
5. 「一般的な経済的交流法」(①個人における不自由と自由, 平等, 社会的自由権: 婚姻権・移動権・国外移住権など, ②所有権, その根拠づけと批判, 私的資本, 私的土地所有権, その史的発展, 土地私所有権の不可欠性, 強制収用など),

以上の5つの章からなる。とくに、「国民経済の組織」の分類から「強制的共同経済 Zwangsgemeinwirtschaft」として国家を導出し(第3章), 国家の目的と給付を中心に国家の諸機能を論じたうえで(第4章), あらためて経済秩序全体の基盤をなすものとして経済社会法の基礎構造を431ページにわたって論究している(第5章)点は、ヴァーグナーに独自のものである。しかし本書の構成論理をやや立ち入って検討すれば、さらにつきのようないくつかの基本的な特徴が明らかになる(以下、本書の当該ページは文中に括弧内で示す)。

まず第1に、ラウが財の分類から筆をおこしたのに対して、本書の出発点は、外界に対する人間の「欲求 *Bedürfnisse*」、あるいは F. B. W. v. ヘルマン(1795-1868)のいう「欠乏の感情」である(S.3f.)。ここから「欲求充足」への「衝動」と「労働」が導出される。ところで *Bedürfnisse*

は「欲求」の対象としての「必要物」をも意味する。第2章では、国民所得の分配の問題を取り扱う際の前提に置かれた「生計」論において、物質・非物質（制度や精神）の両面で「生存欲求[ないし生存必要物] Existenzbedürfnisse」（人間の生存に絶対不可欠な第1級のもの、国民の風習や生活基準に依存している第2級のもの）と、人間の「より洗練された生活享受」や精神面でのいっそうの発展に役立つ「文化的欲求[ないし文化的必要物] Culturbedürfnisse」とが区別され、とくに後者の「必要水準」の形成・発展が、「人間の発達目標とみなされねばならない」とされる（S.119-121）。この点、前者のうちの第1級ものは「すべての国民」が充足される必要があり、そのためには、場合によっては救貧税や人口規制など、「所得の不平等の絶対的制限」や「私権への介入」も容認され、一方、その他の必要物の充足の範囲は、国民所得の大きさとその分配のあり方に依存していると述べる（S.121-126）。そして、これらの「必要水準」の歴史的相対性と、所得の不平等が「文化的欲求」発展の前提条件をなした点とが指摘されつつ、所得の不平等を修正するための国家介入の必要性が展望される。

さらに第3章では、「私経済」・「慈善」と並ぶ、第3の国民経済組織とされた「共同経済」、とりわけ国家、ゲマインデなどの「強制的共同経済」を、カテゴリー的に定立するに際して、「人間の社会的本質、あるいは人間的な共同生活に由来する」ところの「共同的必要物 Gemeinbedürfnisse」の概念が、決定的な役割を演じることになる。すなわち、「共同的必要物」とは、「個人的必要物」に対する概念であり、国民経済をたんに個々の家計の集合とみる「個人主義的・原子論的な見方」ではとらえられない「真に人間的な、あるいはもっぱら人間にのみ固有の必要物」とされ、これは「物質的な個人的必要物の充足」に向けられた「私経済制度」や、「ある種特有の人的サービスの必要の充足」のための「慈善的制度」とは異なる、「共同的経済制度」を必然化させる（S.207）。この「共同的必要物」のう

ちの「最重要の」ものが、「国民経済の社会的諸条件」としての「法秩序」全般である。さらに「共同的必要物」は3種に分けられ、(1)人間と土地との関係にかかわる「空間的」必要物（住宅・道路・都市・ゲマインデ・郡・州・国家などや、防災・保険・度量衡・貨幣・信用・銀行・通信・運輸・保健衛生・教育・宗教・娯楽・大都市のガス・水道など）、(2)国民の年齢階層と世代にかんする「時間的」必要物（児童・未成年者のための工場立法・就学強制、高齢者・障害者・寡婦への年金制度、将来世代の利益の確保のための林野・鉱山・狩猟・漁業・農業の諸分野での天然資源の保全）、(3)各種社会団体・利益集団にかかわる「社会的」必要物（宗教団体・実業的教育訓練団体・社交団体などの自治権）から構成される（S.207-214）。

その場合、とくにわれわれの関心をひくのは、(1)については、ヴァーグナーが、「一般的利益に対立する土地の私有権の排除」という観点を、ローレンツ・シュタインの行政学体系から吸収している点（S.209 Anm.）、並びに、「共同的必要の充足のための財（共有財 Gemeingüter）」という、公共財的概念を提示している点（S.210）である。また、(2)については、「私経済制度」はもっぱら「現在生きている者」や「現時点での土地の私有者」の必要性しか考慮せず、「土地の天然資源の経済化」を帰結するものだと批判し、将来世代への資源の保全をすでに展望している点（S.212）であり、これは、既述のように土地所有の債務形態の資本主義化を批判したロートベルトゥスの農本主義的観点との接続性を、われわれに推定させる。さらに、(3)においては、ヴァーグナーは、各種利益団体の「社会的な共同的必要物」の発想を、ローベルト・フォン・モールの「社会的な諸生活圏 gesellschaftliche Lebenskreise」の理論から示唆を受けたと明記していた（S.212 Anm.）。そして、労働と生活の両面にかかわる空間的・時間的（ライフサイクル的）・社会集团的の3種の、こうした多岐にわたる広義の基礎的な公共福祉諸制度は、「私経済」や「慈善」の制度ではほ

とんど対応できないため、「共同経済」が固有に重要な経済組織として立ち現れる。とりわけ「自由競争の制度」が、「才能ある者」、利己的で「非良心的な要素」および「大経営」の勝利と、「弱者 schwächere」としての国民大多数、という「諸弊害」を、生産上の「諸長所」とともに不可避的に帰結するいじょう、「私経済制度」は「修正 Correctur」と「補完 Ergänzung」とを「求める」のであり、「それらは、とくに共同経済制度によってなされねばならない」と (S.197-206)。この場合、「国民経済の組織」という発想、とりわけ「共同経済」の概念を、ヴァーグナーは、とくにアルベルト・シェフレ (1831-1903) の著書 *Das gesellschaftliche System der menschlichen Wirthschaft*, Tübingen 1867. から学んでいた (S.156 Anm.)。

第2に、既述のようにロートベルトゥスから継承した、経済と法、あるいは自然と歴史を区別する観点は、第1章で、財産・富・資本などの各概念を、経済的範疇・歴史法制度的範疇の両面からとらえる点に、まず示されている。しかし、ロートベルトゥスが経済を法制度から区別することによって純粹経済論的に定立した労働価値論の方は、継承されない。本書では、「経済」は人間の「欲求充足」に向けられた「労働活動」(それは最小犠牲・最大充足の原理に従うとされる)の「総体」として把握されるから (S.4-6)、人間にとっての必要物の充足が本書を貫く主題となる。その結果、価値論においては、財の「有用性」が、したがって「使用価値」とその分類が中心論点となり、「交換価値」とは、その財を欲している他者にとっての使用価値、すなわち「間接的な (『延期された』) 使用価値」ととらえられるにとどまる (S.46f.)。したがって価値の源泉も問われないから、労働価値論も賃労働の範疇性も出てこない。人間労働を要する「経済財」の概念自体が、国家や公共的諸制度をも含むものとして把握される (S.16, 45)。

「使用価値」視点が前面に出る結果、基本的問題は、欲求の対象 (必要

物)並びに欲求充足の方法の分類に帰着する。欲求の対象にはもともと制約がないから、こうした分類と相互の関係づけとが本書を貫く発想となる。その場合に活用されるのが、経済と法制度との区別の観点であり、「経済」なるものは当初から法制度を不可欠の前提として内に含んでいるととらえられる。したがって、「国民経済」は「純然たる自然的形成物」ではなく、「人工の産物」、「人間によって人工的に、意図的・計画的に造られた組織体」であり、それは「私経済」・「共同経済」・「慈善」の3制度の「組み合わせ」なのであるし(S.161-171)、「私経済制度」自体にも、「競争」以外に「風習、法、などがともに作用を及ぼしている」とされる(S.172 Anm.)。「私経済」自体が、すでに、交換や交易の当事者双方を規制する「法的土台 Rechtsbasis」を「不可欠の前提条件として有している」のであった(S.174f.)。同様に、「国民所得の分配」は、「当該国民における特定の法制度並びに特定の道義・風習の状態にもとづいた、相対立した諸利害の競争の結果」であり、この「結果」は、まずは「道義の向上と、より良き、より品位ある国民の風習」によって、次いで、広義の通商法にかんする国家の法規制、租税政策、強制的共同経済の直接的介入、総じて国家の法的「強制」によって「影響を受ける」ものとされた(S.126f.)。いいかえれば、とくに国家の法制度が、「私経済」的活動に対する基礎前提形成的な規制者としてとらえられるのである。

こうして、第1の「欲求」ないし「必要物」の論理と、第2の「欲求充足」のための外的規制者の観点とを前提として、第3に、「私経済制度」の限界づけと、「共同的必要物」に対応する「共同経済制度」の不可欠性への展望の上に立って、「国家」が、「強制的共同経済の最高形態」として、すなわち、生産過程においては自然、労働、資本と並ぶ「生産要素の1つ」として、分配過程においては「分配調整者」として、本格的に登場する(S.247)。個別経済の諸領域に対する国家の「強制的な権威ある介入」は、「国家による社会の克服」、あるいは「諸個人の経済的自己利益を人間的全

体の諸目的に屈服させること」(S.231)と理解され、その方法は、広義の通商法制、租税政策、経済的諸給付などを含む、「法的保護 Rechtsschutz」および「諸給付 Leistungen」に求められる。それらの特徴は、非物質的で、経済的価値評価が困難であり、売買の対象になりにくいにもかかわらず、国民経済にとって基礎的に重要である点である。これらのものは、全体として、「人間の社会的共同生活の必要不可欠な諸条件」をなすものであった (S.236)。

そこで、個別経済領域に対して国家が基礎前提形成的に「強制的な権威ある介入」を行う必要性がすでに把握されたから、第4に、「強制的共同経済」としての国家の、「本来的・有機的な目的」が、あらためて問いなおされる。これは、上述の「共同的必要物」あるいは「人間の社会的共同生活の必要不可欠の諸条件」の分類の問題に対する、国家の側からの対応の問題にほかならない。すなわち、ヴァーグナーは、「一切の共同的必要物の第一のもの」である、国内・対外両面での「法秩序」の確保を、国家の「法目的 Rechtszweck」ないし「権力目的 Machtzweck」ととらえ、一方、「とくに空間的・時間的並びに社会的な共同的必要が生じるかぎりにおいて、国家構成員が生活諸課題や肉体的・経済的・道徳的・精神的・宗教的諸利益を追求するのを助成すること」を、国家の「文化・福祉目的 Cultur- und Wohlfahrtszweck」と総括した (S.253-256)。前者の目的の実現が、後者の目的を達成するための前提をなすが、「進歩しつつある諸国民の国家、とりわけ現代の国家は、もっぱらできるだけ法・権力目的の実現だけをはかるという意味での法治国家 Rechtsstaat であることをますますやめており、まさに文化・福祉目的の領域での諸給付が絶えずますます拡大して、いっそう豊かつ多様な内容を獲得するという意味において、ますます文化・福祉国家 Cultur- und Wohlfahrtsstaat になっている」(S.257)、と。その場合、「(広義の)内務行政の大領域」は、1. 狭義の内務行政(官庁統計、公衆衛生、救貧制度など)、2. 狭義の国民経済

行政（度量衡・貨幣・銀行・保険・通信・運輸などの流通制度、農・工・商業の助成）、3. 教育・文化行政、の3種類にひとまず区分されたが、「法目的」活動も含めて、全体として国家活動が「外延的」にも「内包的」にも絶えず拡大してゆく傾向にあることが、経済諸関係の複雑化に付随する紛争の増加、学校・電信・鉄道・郵便・都市交通・ガス・水道などの諸分野や国家の独占的事業、公務サービス労働などの事例に即して明示される。この拡大傾向は、「国家活動膨張の法則 Gesetz der wachsenden Ausdehnung der Staatsthätigkeiten」、あるいは国家活動の実行手段としての「財政」の側からいえば、「国家需要拡大の法則 Gesetz des wachsenden Staatsbedarfs」としてとらえられたものである（S.262f.）。たしかに「ヨーロッパ文明の近代的文化国家の目標」が、国家は「自主的な個人の発展のための一般的諸条件だけ」を整え、もって「個人の『能力と教養の個性』を維持すること」に向けられているとされ（この点、ヴァーグナーは正当に、W. v. フンボルトおよび J. S. ミルを想起している。S.256 Anm.）、「文化・福祉目的」の分野では、「私経済」・「共同経済」・「慈善」の3制度の「正しい組み合わせ」が重要問題であると指摘される（S.267）。しかしそれにもかかわらず、とくに「共同的必要物」の国家による充足がますます増えてゆかざるをえないのであり、「文化・福祉目的を実現するための国家（およびゲマインデ）の活動の増大は、物質的・個人的必要物に該当するものの充足を、ますます頻繁に共同経済的方法で果たすようになり、「国民経済全体の共産主義的性格の増大」が生じることになるのであった（S.260-262）。

このような、人間の「欲求充足」活動の総体としての「経済」の中で、国家に代表される「強制的共同経済」が果たしている活動機能の問題を、ヴァーグナーは、国民経済における「強制の原理的根拠の問題」と呼んで、政治経済学の基礎理論篇たる本書の、事実上の中心論点に据えた。その場合、一方で、ドイツの旧福祉国家における広範な「ポリツァイ活動」の功

罪、他方で、フィジオクラシー・スミース・カントの線で理解された国家活動限定論の一面性、この両面が明瞭に意識されていたことが、とくに注目される。ヴァーグナーにしたがえば、「強制」の原理問題は、「国民経済における、また国民経済のための、国家の正しい機能の問題」、並びに「この領域での国家活動の限界の問題」にかかわるものであって、経済政策も含めて経済学全体にとって重要課題であるにもかかわらず、「フィジオクラットの・スミスの方向の近時の国民経済学」においても、これと「並行して」進展している「カントの法・国家哲学の影響下にある近時の行政学」においても、「強制」の原理論が「ほとんどまったく欠如している。」「強制原理」および国家活動の「限界」について論じている文献は、「ポリツァイ学」ないしは「内務行政学」にかんするものである。しかしこの点、「いわゆる福祉国家理論あるいはヴォルフの法哲学の、旧ポリツァイ学は、この哲学の性質並びに、啓蒙専制主義の時代の重商主義理論と国家実務との性質に照応して、まさに福祉・文化関連事項においてもあまりにも全般的に強制に頼りすぎ、個人の道徳や信仰の諸目的のためにさえ強制に頼ったのであり、その結果、当然のことながら——しかし正当に、というわけではなく——、内務行政・国民経済行政における『ポリツァイ活動』の評判を、理論的にも実践的にも悪くすることになった。Chr. ヴォルフとその時代の法哲学およびポリツァイ学によって承認され要求されもしたところの、国家活動と強制との際限のない膨張、これに対する反動は、…国民経済学分野でのフィジオクラットたちと A. スミス、政治学分野でのカントの法哲学によるものであった。しかしこの反動は、あまりにもゆきすぎた。国家活動の、特殊には強制の、限界の研究がいかにも正当であったにせよ、……国家の法的保護の目的のみを強調することはいかにも一面的であったし、内務行政・国民経済行政の内容全体をもともと見捨てるのは、いかにも問題のあることであった。それは福祉国家理論に対する紛れもない反動であって、この反動は、理論的にも実践的にも大いに有害な

ヴァーグナー福祉目的国家論の形成

影響を及ぼした。フィジオクラットおよびスミスの経済学とカントの法哲学は、この点で一つになって、重商主義と政治的幸福主義の場合とは逆の意味での一面性に帰着した。その結果、国民経済においても強制原理が不可欠であることを把握する目が、失われた。」政治経済学にとっての「任務」は、「近時の有機的・歴史的國家観にもとづいた内務行政学において果たされるべきもの、L. シュタインが実に R. v. モールにも対抗して、その行政学の体系において大がかりに奨励したものと、本質的には同じものである。シュタインが内務行政学にとっての任務を定式化しているように、行政の内容は、福祉國家の理論から引き出されるべきなのである」(S.230 Anm.)、と。

こうしてヴァーグナーは、18世紀啓蒙絶対主義下に形成されたドイツの旧福祉國家における、広範な内務行政実践とそれを支えた「ポリツァイ学」との伝統に対する、したがってまた、その対極としてスミスとカントに代表させられた、その後の法目的単一國家論の重大な限界に対する、明確な自覚のもとで、国民経済学における國家論の定立を試みたのであった。この場合、ヴァーグナーの関心が内務行政学にあったことは明白であるが、それも「カントの法 - 國家哲学の影響下にある近時の行政学」ではなく、「近時の有機的・歴史的國家観にもとづいた内務行政学」であったこと、したがってヴァーグナーの方法的意識においては、市民的個人主義に立脚していたモールよりも、近代的な勞資間対立に対する超階級的君主制國家の行政的介入を唱道したシュタインの方が、いっそう親和的に感じられていたと推定できることは、留意されてよい。しかもなおその上で、本来、モールとシュタインは、旧「ポリツァイ学」を中核とする18世紀的なドイツ國家学を、19世紀の市民社会的・階級社会的状況下に延命・蘇生させるべく、理論と実践における支配的な自由主義的基本動向のなかで、經濟社會の資本主義的發展に伴って実際には絶えず拡大をとげる広義の福祉政策的な國家行政需要の問題に、一種例外的に正面から取り組んだ、二大

先駆者にほかならなかった。ヴァーグナーの本書は、こうした国家行政需要の拡大動向に対する、国民経済学の側からの、事実上最初の本格的な対応の試みであったと目されよう。

とくに国家目的論に即していえば、モールの出発点に置かれていた新人文主義的な個人主義的「生活目的」が、ヴァーグナーにおいては人間の「欲求充足」一般として自然主義的に経済学化され、モールの場合の理性主義的な「人格性」(個人の能力の「自主的な開展」)論は影をひそめて、「欲求充足」の方法論が、国家を基礎的秩序形成者として含む諸経済主体の側から、体系的に展開されたのであった。その場合、国家の福祉目的的活動は、モールのいうたんなる諸個人にとっての「障害物の除去」にはとどまらない。「個人的必要物」やそれを充足する個人主義的「私経済制度」自体が、いまやすでに、「共有財」を含む「共同的必要物」とその「共同経済的」・国家的な供給とを前提とせざるをえないのだという認識、今日の視点からいえば、労働と生活の社会化されつつある状況への、いち早い認識、これは、新時代のヴァーグナーに独自のものであった。この認識のゆえに、かれは土地私有制を絶対視せず大都市、不在地主の大農地、鉱山、森林地、交通路など特定地の公有化を是認した(S.566f.)。こうした新見地を生み出したものは、「強制」の原理論へのヴァーグナーの志向であったが、急速な資本主義化のもとでの「国民経済全体の共産主義的性格の増大」に止目し、これを国家社会主義的に推進しようとした人物が、社会保守主義の一翼を有力に担ったという、後進国におけるあのパラドクシカルな問題状況に、われわれはここで直面するのである。

5. 結収

さて、以上の概観から明らかなように、ヴァーグナーの政治経済学原理の全体構成と、そこでの国家論の定立とに対して、いくつかの思想史的関連要因が作用を及ぼしていたと考えられる。

ヴァーグナー福祉目的国家論の形成

まず第1は、ロートベルトゥスの、経済と法制度との区別の観点、法制度による経済の秩序づけとしての経済・社会政策的国家介入の視点であり、それはラウ的な自由競争経済秩序における基本的調和像を解体するのに貢献した。しかしその近代的国家介入を、ヴァーグナーは何よりも内務行政の拡大として把握し、その理論的基底を、国家目的論とともに、旧福祉国家（臣民の「平和と福祉」、すなわち法目的と福祉目的）と「ポリツァイ学」の伝統の中に、自覚的に置いたのであった。したがって、第2に、旧国家学の伝統に忠実であったモールとシュタインの行政学体系が、ヴァーグナーにおいて通奏低音のごとく一貫して響き流れている。この点、とくにモールは、ハイデルベルク時代の学生ヴァーグナーの教師であったことが再び想起されるべきであって、はるかその40年後の上述のベルリン大学学長就任講演で、ヴァーグナーは、ドイツの経済学の「社会的ないし社会政策的方向」への旋回を回顧して、つぎのようにモールをなお追慕したのである。すなわち、社会問題研究の先駆者として、「ドイツにおいては、わたくしは、とくにローベルト・フォン・モールのことを想起したい。わたくしの個人的な先生方のなかで、かれは、わたくしにとってきわめて有益な刺激を大学の講義の中で与えてくれた人物であったことを、ここで尊崇と感謝の念をもってとくに強調しておきたい」¹⁰⁾、と。

第3に、ヴァーグナーが、法目的と福祉目的との両面で広範に法制度的に活動する近現代的国家を、「私経済」に対する「共同経済」制度としてとらえ、経済学原理の中に国家論を取り入れる一つの契機をつくることになったのは、若きシェフレの前掲著書であった。のちにヴァーグナーは、4歳年長であったシェフレの70歳を記念して、自著『財政学』第4部の第2巻（1901年）に、かれへの献呈の辞をとくに掲げ、序文のなかでつぎのように述べている。すなわち、シェフレは若干年長であるにすぎないが、「わたくしにとっては強い意味で『先生』であり模範であって、わたくしは他のどの方面からよりも、かれから、——そしてかれ以外としては、

ほかには K. ロートベルトゥスと R. v. モールとをあげうるのみであるが——多くの深遠な、思うにわたくしの学問上の生涯においても有益であった刺激を受けたことは間違いない⁴⁹⁾、と。1871年にオーストリアの商務大臣を務め、ビスマルクとも親交をもつことになる、ヴェルテムベルク出身のこの特異な現実主義的社会経済学者については、別途検討しなければならない。

しかし、なおも最後に、以上のような、ヴァーグナーにおける国家干渉主義の形成に基礎的に作用した諸要因にもかかわらず、すでにみたように、その経済学上の主著が、人間の「欲求」ないし「必要」とその「充足」という自然科学的な概念と原理から出発し、またその原理で論理的に貫かれてもいるという点が、あらためて留意されるべきであろう。この基本的観点は、ヘルマンへの言及とともに、1892年の最終第3版（Grundlegung）まで一貫して保持されたのであって、この点は、学生時代に法学を修めたうえで貨幣論・統計学の研究者として出発したヴァーグナーの、学問的性格ないし方法的発想にかかわっている。ヘルマンは、ヴァーグナーの同郷エアランゲンで、ギムナジウムの数学教師から大学の官房学の講師となり、1827年にミュンヘン大学に転じてのち、アダム・スミスの経済学のドイツでの定着と修正に、とくに価格理論面から独自に貢献した。ヴァーグナーは、たしかにスミサーウ的な経済調和観からは明確に一線を画しつつ、その学問的方法においては、たとえば歴史研究を本領としたシュモラーの場合とは明らかに異なり、理論的・演繹的手法に立っていた。上述のように、ラウの『財政学』の後半部の改訂を棚上げし、一般理論部分の新訂作業からやりなおしたのも、政治経済学全体の基本原理が不可欠だと痛感したからであった。同様に、1877年10月の社会政策学会ベルリン大会で、自由派のアドルフ・ヘルトと激しく対立して孤立を深めたのも、ヴァーグナーが学会の無原則的な自由主義化と微温的な親睦団体化とに抗して、学会の「任務」を、「原理的な諸根拠から特定の原理的な諸目標の

ために発言すること」,「理念の中に目標を捜し求め、理想を設計すること」,「科学的な方法で立法のための目標点を与えること」⁵⁰⁾に置き、学会と学問における基本原理と政治的实践性との重要性を、孤軍奮闘、激しく主張したからであった。ヴァーグナーは本書においても原理と論理を重視し、人間の「欲求」原理と「必要充足」原理、その「必要充足」に向けた国家の「目的」、そして国家活動膨張の「法則」を語ったのであり、そこでは「必要充足」方法の類型論に対応する形で、経済組織と国家活動の機能主義的分類が一貫した主題となった。一方、歴史主義とプラグマティックな経験主義に立ったシュモラーは、理想や目標や目的から法則を演繹する態度をきらった。

この点で、既述のシェーンベルク編集の『政治経済学辞典』(1882年)をめぐる両者の対立は象徴的である。政治経済学を「社会」にかんする新しい学問(「社会科学」)に変えようと企図していたシュモラーは、この『辞典』をラウの焼き直し(「将来の、というよりむしろ過去のドイツの学問の映像」⁵¹⁾)と酷評したが、『辞典』の分担執筆者の一人ヴァーグナーは、これに反撃を加え、「シュモラーの場合に常に紛れ込んでいる、経済史と経済理論との同一視」を、「学問の体系論・方法論における論理 Logik の諸要請に対する違反」⁵²⁾とみなして批判した。それは、両者の間の「根の深い方法論上の差異」⁵³⁾に対するヴァーグナーの自己意識の表明であり、シュモラーとカール・メンガーの方法論争の前哨戦にほかならなかった⁵⁴⁾。ヴァーグナーにとっては、「多義的で曖昧な『社会』の概念」⁵⁵⁾から出発しようとするシュモラーの新思考は、学問体系としての政治経済学に混乱と危機をもたらすものと映った。一般理論と特殊実践論との伝統的区分を重視したヴァーグナーは、ラウにおける国民経済学(理論)・国民経済政策・財政学の三分割法を継承しており⁵⁶⁾、これを、ロートベルトゥスの経済(理論)と法制度(政策および歴史)との区別によって補完し、かえって補強したのであった。

こうしてヴァーグナーは、法制度とその歴史に常に強い関心を持ちつづけていたにもかかわらず、方法論的次元においては、基本的には機能主義的・没「歴史主義」的に、依然としてラウの弟子であった。その結果、1880年代には「シュモラー主義者 Schmollerianer とヴァーグナー主義者 Wagnerianer」(カール・ディール)の方法論上の対抗関係が明瞭になるに至る⁵⁷⁾。ヴァーグナーにおける「必要充足」原理は、たしかに「共同的」充足としての国家干渉の必要性と必然性を合理的に説明した。しかし同時に、この無色透明の原理は、「人間の経済的性質」という普遍性に連なる反面で、近現代的国家干渉の資本主義的固有性の所在という、まさに最も基本的な歴史問題への解答を、絶えず迫られることになったというべきであろう。そしてこの課題に、「歴史主義」者シュモラーが答ええたか否かもまた、さらに別個の問題なのである。

註

- 1) A. Wagner, Allgemeine oder theoretische Volkswirtschaftslehre, Mit Benutzung von Rau's Grundsätzen der Volkswirtschaftslehre, (Lehrbuch der politischen Oekonomie, von Karl Heinrich Rau, Vollständig neubearbeitet von A. Wagner und E. Nasse, 1. Bd.), Leipzig u. Heidelberg 1876 (Abk.: Volkswirtschaftslehre), S.240. 以下、本稿では、引用文中の傍点は原文がゲシュペルト、()は原文のまま、[]は引用者による補足である。
- 2) A. Wagner, Rede über die sociale Frage, Gehalten auf der freien kirchlichen Versammlung evangelischer Männer in der K. Garnisonkirche zu Berlin am 12. October 1871, Separatabdruck aus den „Verhandlungen der kirchlichen October-Versammlung in Berlin“, Berlin 1872, S.5.
- 3) Ebenda, S.4.
- 4) Ebenda, S.7.
- 5) Ebenda, S.4.
- 6) Vgl. ebenda, S.30–38.
- 7) Ebenda, S.4.
- 8) Ebenda, S.17.

ヴァーグナー福祉目的国家論の形成

- 9) L. Brentano, *Mein Leben im Kampf um die soziale Entwicklung Deutschlands*, Jena 1931, S.63.
- 10) Ebenda, S.76.
- 11) 大河内一男『独逸社会政策思想史』、『大河内一男著作集』, 第1巻, 青林書院新社, 1968年, 第2編, 113ページ以下を参照。また, とくにシュモラーにかんしては, つぎも参照。田村信一『グスタフ・シュモラー研究』, 御茶の水書房, 1993年。
- 12) A. Wagner, *Brief an G. Schmoller v. 20. 5. 1872*, in: A. Wagner, *Briefe, Dokumente, Augenzeugenberichte, 1851-1917*, hrsg. von H. Rubner, Berlin 1978 (Abk.: Rubner), S.109.
- 13) Ebenda, S.109f.
- 14) J. K. Rodbertus, *Mitunterzeichneter Antrag auf dem Kongreß des Vereins für Sozialpolitik zu Eisenach 1875, betr. die Lage des Fabrikarbeiters und die der Kapitalunternehmer*, in: J. K. Rodbertus, *Gesammelte Werke und Briefe*, hrsg. von Th. Ramm, 6 Bde., Osnabrück 1971-72 (Abk.: RW), Abt. I, Bd. 2, S.551-555.
- 15) 社会政策学会には, 学会設立当初から「ドイツ国民経済家会議」のメンバーが多数加入しており, グナイストを筆頭に, かれらは学会の方向性に大きな影響力を及ぼした。また, すでに1873年2月に, 「会議」側から同年8月のウィーン大会への招待状が, 学会の全会員宛に出されていたが, 学会側は75-76年に「会議」との組織的提携を進め, 後者の76年9月のプレーメン大会に学会側が参加し, 翌77年10月には逆に学会のベルリン大会に「会議」メンバーが出席した。ヴァーグナーは, 研究者個人としての相互交流は否定せず, 学会委員辞任後も, 「会議」のプレーメン大会にも出席したが, 組織としての「この提携には当初から反対であった。」(A. Wagner, *Die Communalsteuerfrage, Ausarbeitung eines Referats im Verein für Socialpolitik, Mit einem Nachwort: Der Verein für Socialpolitik und seine Verbindung mit dem volkswirtschaftlichen Congress, Leipzig u. Heidelberg 1878*, S.55.) かれは, 77年の学会ベルリン大会で「地方税問題」について報告し, 自由派のヘルトと激しく論争して孤立した。このときすでにヴァーグナーは, 本稿で取り上げる主著(*Volks-wirtschaftslehre*)により, 国家介入必要論を原理的に確立しており, 特定の立場による学会の宣伝機関化をきらう, ヘルトに代表された微温的な, 学会の親睦団体観に対抗して, 学会の「原理的な」立場と, 立法に向けた政治的実践性とを主張した (Ebenda, S.65.)。Vgl. F. Boese,

Geschichte des Vereins für Sozialpolitik 1872–1932, Im Auftrage des Liquidationsausschusses, Berlin 1939, S.25–31. 大河内, 前掲書, 239–243 ページも参照。

- 16) A. Wagner, Volkswirtschaftslehre, S.VIf.
- 17) Ebenda, S.VIIf.
- 18) Ebenda, S.XIII.
- 19) Ebenda, S.XXf.
- 20) G. Schmoller, (Buchbesprechung) Schönberg, G., Handbuch der politischen Oekonomie, in : Jahrbuch für Gesetzgebung, Verwaltung und Volkswirtschaft im Deutschen Reich, Neue Folge, 6. Jg., 1882, S.1379–1386 (Abk. : Buchbesprechung), S.1382.
- 21) A. Wagner, Die akademische Nationalökonomie und der Socialismus, Rede zum Antritt des Rectorats der Königlichen Friedrich–Wilhelms–Universität in Berlin, gehalten in der Aula am 15. October 1895, Berlin 1895 (Abk. : Rectoratsrede), S.15f.
- 22) A. Wagner, Einiges von und über Rodbertus–Jagetzow, in : Zeitschrift für die gesammte Staatswissenschaft (Abk. : Zs. f. d. ges. Staatswiss.), 34. Bd., 1878, S.199–237 (Abk. : Einiges), S.211f.
- 23) A. Wagner, Brief an J. K. Rodbertus v. 16. 6. 1872, in : Rubner, S.112f.
- 24) J. K. Rodbertus, Brief an A. Wagner v. 20. 6. 1872, in : A. Wagner, Einiges, S.232 ; auch in : J. K. Rodbertus, RW, Abt.IV, S.684.
- 25) J. K. Rodbertus, Brief an R. Meyer v. 17. 10. 1872, in : ders., RW, Abt. IV, S.407.
- 26) Vgl. J. K. Rodbertus, Die Forderungen der arbeitenden Klassen, in : ders., RW, Abt.I, Bd. 1, S.3–31.
- 27) A. Wagner, Einiges, S.199f.
- 28) A. Wagner, Brief an H. Wagner v. 3. 12. 1870, in : Rubner, S.91.
- 29) A. Wagner, Brief an J. K. Rodbertus v. 2. 12. 1871, in : Rubner, S.103.
- 30) Vgl. J. K. Rodbertus, Brief an R. Meyer v. 9. 10. 1875, in : ders., RW, Abt. IV, S.580.
- 31) Vgl. A. Wagner, Einiges, S.231.
- 32) J. K. Rodbertus, Zur Erkenntniß unsrer staatswirthschaftlichen Zustände, Fünf Theoreme, in : ders., RW, Abt. I, Bd. 1, S.33–218 (Abk. : Erkenntniß), S.68 Anm.
- 33) Ebenda, S.161.

- 34) A. Wagner, Einiges, S.202, 205.
- 35) J. K. Rodbertus, Brief an A. Wagner v. 8. 7. 1872, zit. : A. Wagner, Einiges, S.205.
- 36) A. Wagner, Einiges, S.206.
- 37) Ebenda, S.205.
- 38) Ebenda, S.201, 203, 205.
- 39) Ebenda, S.201f.
- 40) J. K. Rodbertus, Erkenntniß S.161.
- 41) A. Wagner, Volkswirtschaftslehre, S.515, 531-534.
- 42) J. K. Rodbertus, Brief an R. Gneist v. 28/29. 10. 1852, zit. : U. Engbring-Romang, Karl Rodbertus (1805-1875), Sozialismus, Demokratie und Sozialreform, Studien zu Leben und Werk, Pfaffenweiler 1990, S.140.
- 43) Ebenda, S.141.
- 44) J. K. Rodbertus, Die Handelskrisen und die Hypothekennoth der Grundbesitzer, in : ders., RW, Abt. II, Bd. 1, S.449-506, S.471 Anm.
- 45) J. K. Rodbertus, Zur Erklärung und Abhilfe der Kreditnot des Grundbesitzes, Bd. 2, in : ders., RW, Abt. II, Bd. 2, S.159. なお, 以下, 引用文中の下線部は, 原文が太字印刷の部分である。
- 46) 1882年以降シュモラーが, 土地所有の債務問題に対するロートベルトウスの独創的貢献を評価しながらも, 問題の解決を, 信用の制限ではなく農業経営の近代化に求めたことについては, 田村, 前掲書, 208-214ページを参照。
- 47) J. K. Rodbertus, Entwurf eines sozial-konservativen Programms, in : ders., RW, Abt. I, Bd. 2, S.889f.
- 48) A. Wagner, Rectoratsrede, S.21.
- 49) A. Wagner, Finanzwissenschaft (Lehr- und Handbuch der politischen Oekonomie, hrsg. von A. Wagner, 4. Hauptabtheilung), 4. Theil, 2. Halbbd., Leipzig 1901, S.XIIIf.
- 50) A. Wagner, Die Communalsteuerfrage, a.a.O., S.65. 上記の註15)も参照。
- 51) G. Schmoller, Buchbesprechung, S.1381.
- 52) A. Wagner, (Buchbesprechung) Handbuch der politischen Oekonomie, in : Zs. f. d. ges. Staatswiss., 39. Bd., 1883, S.258-272 (Abk. : Buchbesprechung), S.266.

- 53) Ebenda, S.263.
- 54) 法学の論理的演繹法を修得していたヴァーグナーが、方法的にはメンガーに近かったこと、そしてメンガーも、ヴァーグナーの主著 Grundlegung (1892年)を肯定的に論評していたことについては、つぎを参照。D. Lindenlaub, Richtungskämpfe im Verein für Sozialpolitik, Wissenschaft und Sozialpolitik im Kaiserreich vornehmlich vom Beginn des „Neuen Kurses“ bis zum Ausbruch des ersten Weltkrieges (1890–1914), Wiesbaden 1967, S.111 Anm.
- 55) A. Wagner, Buchbesprechung, S.268.
- 56) ヴァーグナーはこの三分割法を主著において継承しただけでなく、シェーンベルクの『辞典』が、内務行政諸分野を取り入れ、理論・政策・財政学の順序で編成された「体系的な辞典」である点を、自負していた。Vgl. Ebenda, S.259f. この三分割法、ないし一般理論と特殊実践論（経済政策および財政学）との二分法を、ドイツに固有の重要な学問的伝統ととらえて評価したヴァーグナーの発言例として、つぎを参照。A. Wagner, Rectoratsrede, S.16.
- 57) Vgl. D. Lindenlaub, Richtungskämpfe, a.a.O., S.111.

〔付記〕 本稿は、平成8年度成城大学教員特別研究助成による研究成果の一部である。